

メール送信に関して

送信先アドレス：ic2015@hakodate-u.jp

件名には『大学名_男女区分』を明記してください。

(例) ○○○大学_男子

件名が空白の場合、サーバー側のフィルター機能によりブロックされる可能性があります。

本文には申請担当者の連絡先を記入してください。

連絡等がある場合は、本文記載の担当者に連絡をいたします。

添付ファイルのファイル名は『様式名_大学名_男女区分』にしてください。

(例) 様式Ⅱ_○○○大学_男子

様式 (大会参加申込書)

1. 必要事項を入力してください。
2. ファイル名を『様式 _大学名_男女区分』に変更してください。
3. 上記ファイルを大会事務局あてにメール送信してください。
4. ファイルをプリントアウトし、チーム代表者および大学公印を押印してください。
5. 押印済みの文書を所属学連へ提出してください。

(注) メールにて送信したファイルと提出文書に相違がある場合は、提出文書を正とします。

様式 (プログラム原稿)

1. シート『LINEUP』へ必要事項を入力してください。
2. シート『PLAYER-PHOTO』へ選手の写真データを貼り付けてください。
3. シート『STAFF-PHOTO』へチーム役員の写真データを貼り付けてください。
4. ファイル名を『様式 _大学名_男女区分』に変更してください。
5. 上記ファイルを大会事務局あてにメール送信してください。

様式（引率責任者届出書）

- 1．必要事項を入力してください。
- 2．ファイル名を『様式 _大学名_男女区分』に変更してください。
- 3．上記ファイルを大会事務局あてにメール送信してください。
- 4．上記を印刷し、押印してください。
- 5．上記文書を所属学連に提出してください。

様式（大会傷害保険加入名簿）

- 1．必要事項を入力してください。
- 2．ファイル名を『様式 _大学名_男女区分』に変更してください。
- 3．上記ファイルを大会事務局あてにメール送信してください。

様式（Tシャツ申込用紙）

- 1．必要事項を入力してください。
- 2．ファイル名を『記念Tシャツ申込書_大学名_男女区分』に変更してください。
- 3．上記ファイルを大会事務局あてにメール送信してください。

様式（銀行振込確認書）

- 1．必要事項を入力してください。
- 2．ファイル名を『様式 _大学名_男女区分』に変更してください。
- 3．上記ファイルを大会事務局あてにメール送信してください。

様式（交通宿泊申込用紙）

- 1．必要事項を入力してください。
- 2．ファイル名を『様式 _大学名_男女区分』に変更してください。
- 3．上記ファイルを大会事務局あてにメール送信してください。

その他の事項

1. 各チームの代表者は、競技に使用する全種類のユニフォームを持参のうえ、代表者会議に出席すること。ユニフォームが規定のものかを確認し、1回戦の対戦チーム同士で調整を行う。
(公財)日本ハンドボール協会登録証を持参のこと。
2. ユニフォームはコートプレーヤー・ゴールキーパーそれぞれ2着以上の色の異なるものを用意すること。
なお、短パンの下にサイクリングパンツ及びユニフォームの下にアンダーシャツ等を着用する場合は、短パンまたはユニフォームと同色でなければならない。ただし、チーム全員が同じ色のものを着用するならばユニフォームと同色以外でも許可する。
3. チーム責任者は、大会期間中の選手の行動に関して一切の責任を負うものとする。
4. 大会参加チームの役員・選手は健康保険証を持参すること。
5. 競技中に生じた疾病・傷害等については、主催者で応急処置の対応を行うが、その後の責任は一切負わないものとする。
6. 開会式には、各チーム必ず参加すること。また、開会式の品位を損なわない服装・履き物で参加すること。各チームは、部旗・部旗棒を持参すること。
7. 本大会は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピングコントロール対象大会である。
8. 本大会参加者は、大会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程にしたがい、ドーピング・コントロール手続の対象になることに同意したものとみなす。
9. 未成年者(20歳未満)については、ドーピング検査を含むドーピング・コントロール手続に対する親権者からの同意を日本ハンドボール協会へ別途提出している者のみエントリーできる。
未提出の者は、同意書および手順を日本協会 HP (<http://www.handball.jp/doping/doping.html>) よりダウンロードし、提出すること。東西インカレ大会で同意書提出の選手は、再提出の必要はありません。
10. 本大会参加者は、本大会で行われるドーピング検査(尿・血液等検体の種類を問わず)を拒否または回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
11. 日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト (<http://www.playtruejapan.org>) にて確認すること。